

公 緑 第 9 4 号
令和2年11月 6日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画公園の変更（柏木公園の区域変更）について（協議回答）

令和2年10月13日付け奈整公第46号で協議のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

1 意見

都市計画法第19条第3項の規定による協議については不調とします。

2 理由

市は、本協議において大和都市計画公園の変更（柏木公園の区域変更）に伴い柏木公園の区域の一部を廃止する際に、都市公園法第16条第1項第1号を適用しているが、本協議の内容及び都市計画法第19条第5項に基づき県が市に協力を求め、市から報告のあったその根拠を示す資料及び説明（以下、「補足説明」という）を検討した結果、当該条項を適用することは不相当と判断したため。

検討の概要は以下のとおりである。

(1) 都市公園法第16条第1項第1号に規定される「その他公益上特別の必要がある場合」について、都市公園法運用指針（第4版）（平成30年3月国土交通省都市局）では、「地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、『公益上特別の必要がある場合』と解して差し支えない。」とされているところ、市は以下の3点の理由をもって「その他公益上特別の必要がある場合」に該当している。

(ア) 廃止する部分については、近年利用者が少なく、治安上の不安も指摘されていた。設置する子どもセンター敷地内には住民の立入も可能として、公園的な利用もできるよう整備することで、現実的には「失われる

利益」は非常に少ないものと考えられる。

(イ) 市議会においても子どもセンターの重要性も含み慎重に議論を行っていただき、令和2年度予算において柏木公園内での建設について承認をいただいております。外部委員で構成されている「奈良市児童相談所等のあり方検討会議」においても柏木公園での設置を認めていただいている。
(ウ) 都市公園法の運用指針を踏まえ、市全体としての公園の適正配置、規模、さらに機能向上のあり方をまとめた基本計画を策定する。

しかしながら、このうち（ア）については、本協議及び補足説明において市より「近年利用者が少なく、治安上の不安も指摘されていた」と判断した根拠について客観的な資料の提示や説明がなされなかったため、市の見解の妥当性を確認できず、加えて、仮に市の見解どおり当該部分の利用者が少なく治安上の問題があったとしても、管理運営の見直し等により解決できる問題であることから、これにより「失われる利益」が非常に少ないとは判断できない。

また（イ）については、市議会や「奈良市児童相談所等のあり方検討会議」で本件について議論されていた時期は第118回奈良国際文化観光都市建設審議会の開催より以前であり、都市公園法第16条第1項第2号を適用することとしていた時期であることから、これをもって同法同条第1項第1号の適用を念頭に検討された根拠と判断することは困難である。

さらに（ウ）については、仮に本協議を行う以前に奈良市公園マネジメント計画（以下「公園計画」という。）が策定され、柏木公園の区域の一部廃止が位置づけられていれば、公益上特別の理由がある場合に適合することも考えられるが、現時点で公園計画が策定されていない状況下において、都市緑化、災害時の避難場所及び住民の健康維持など住民共通の貴重な財産である都市公園の一部区域の廃止を先行することは、都市公園法第16条を遵守しているとは言い難い。

以上のことから、標記都市計画公園の変更が都市公園法第16条第1項第1号に規定される「その他公益上特別の必要がある場合」に該当することは困難と判断した。

(2) 市は、都市公園法第16条第1項第2号に基づき代わるべき都市公園を設置することが困難と判断した理由について、補足説明において「奈良国際文化観光都市建設審議会において、南部生涯スポーツセンターはスポーツ施設であり公園機能を有していないとの議論が行われた。市としては、南部生涯スポーツセンターにさらに公園機能を追加する予定はないことから、当所を代替とすることを止めたが、周辺に代替公園となる施設がないことから、都市公園法第16条の『都市公園の保存』について再考した。」とした上で、同法同条第1項第2号の代替公園の確保は困難と判断し、同法同条第1項第1号の「その他公益上特別の必要がある場合」と

して整理したと述べている。

しかしながら市は補足説明において「減少する公園面積の代替については、今後、奈良市公園マネジメント計画を策定する中で、市域全体で検討を行い、公園面積の確保をしていくとし、都市公園法第16条第2号の考え方は遵守していく」としており、具体的に市内において本年度中に供用できる都市公園があるとも述べていることから、標記都市計画公園の変更にあたり、都市公園法第16条第1項第2号を適用することは可能と考えられる。

※1 令和2年3月23日付都計第139号「都市計画法第19条第3項に基づく市町村決定の都市計画に関する協議について」の改訂について（通知）から引用

2. 協議に当たっての前提事項

次に掲げる事項は、都市計画を定める者の当然の責務であり、市町村は都市計画を定めようとするときは、これらの事項が整理されていることを前提に、協議を始める必要がある。

④その他関係法令、関係条例及びその他市町村が定める各種計画等に適合していること

今回の都市計画変更の際には、関係法令として都市公園法に適合する必要がある。

※2 都市公園法第16条

公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

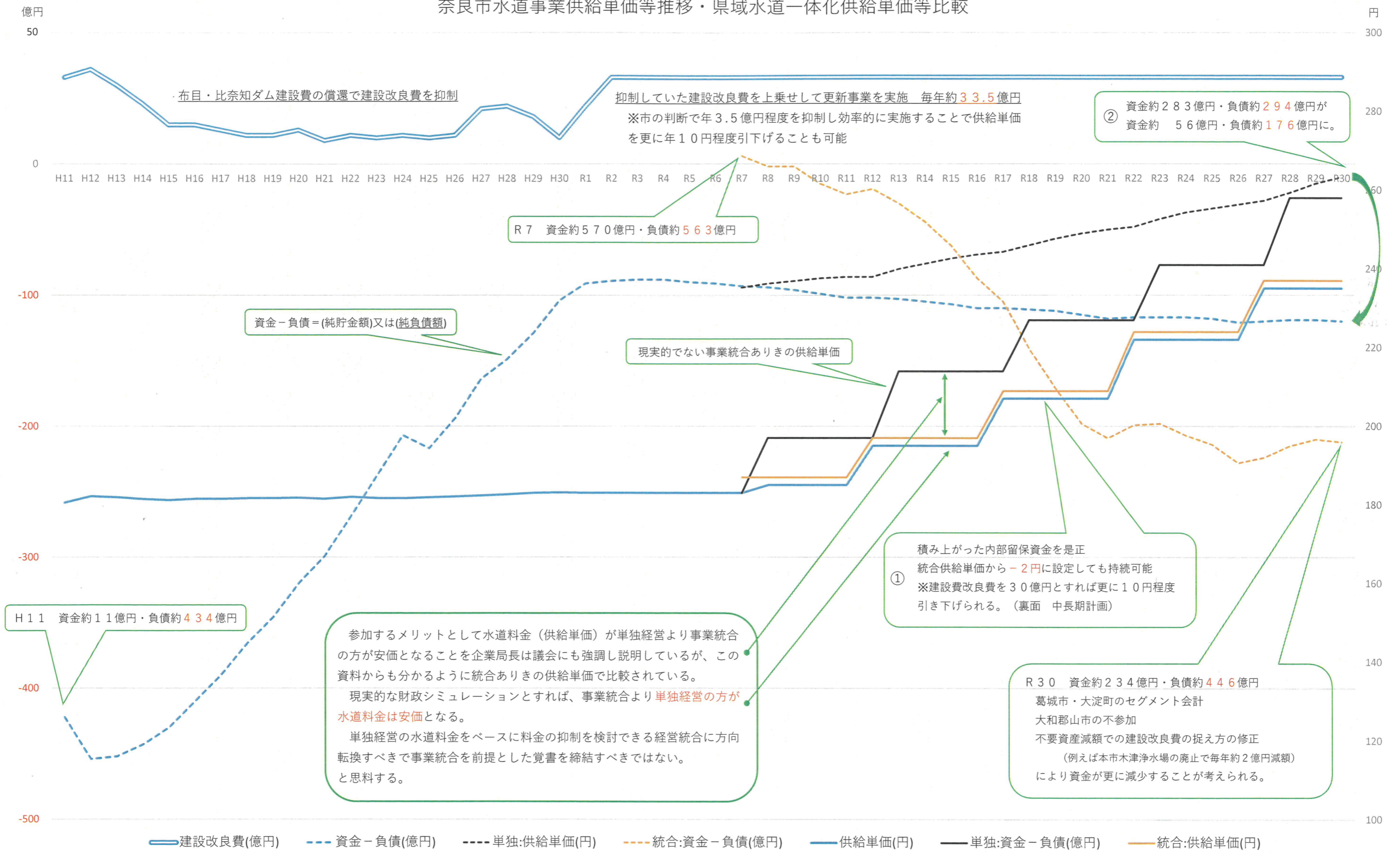
一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二 廃止される公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

大西 淳文が上記アンダーラインを記入

奈良市水道事業供給単価等推移・県域水道一体化供給単価等比較



参加するメリットとして水道料金（供給単価）が単独経営より事業統合の方が安価となることを企業局長は議会にも強調し説明しているが、この資料からも分かるように統合ありきの供給単価で比較されている。

現実的な財政シミュレーションとすれば、事業統合より**単独経営の方が水道料金は安価**となる。

単独経営の水道料金をベースに料金の抑制を検討できる経営統合に方向転換すべきで事業統合を前提とした覚書を締結すべきではない。と

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30			
統合:供給単価																											187	187	187	187	187	197	197	197	197	197	197	209	209	209	209	209	224	224	224	224	224	224	237	237	237	237	
供給単価	181	182	182	181	181	181	181	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	185	185	185	185	195	195	195	195	195	195	207	207	207	207	207	222	222	222	222	222	222	235	235	235	235	
差異																												-4	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2	-2

※議会での議論が深まるよう大西淳文が試算したものでオーソライズされたものではありません。
 ※先の建設企業委員会で提出した資料を精査し一部修正しました。(県から情報公開で得た11月20日時点の資料を用いて作成しています。)

※供給単価は小数点四捨五入して表示

水道事業における更新費用

1. 経年化管路率(法定耐用年数を超えた管路の割合)の現状

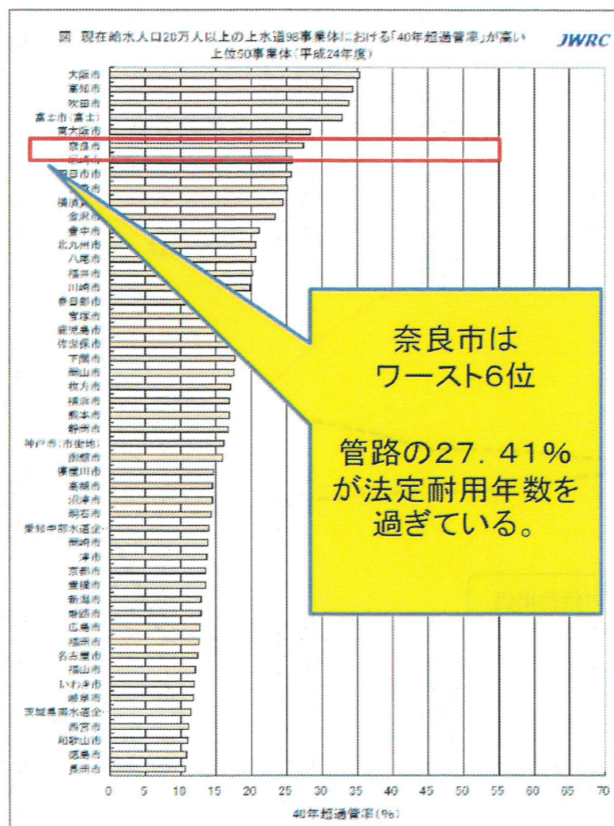
事業体(上水・用供)における「40年超過管延長」及び「40年超過管率」

—平成24年度—

以下の表及び図は、平成24年度における水道用水供給事業及び上水道事業の「40年超過管延長」及び「40年超過管率」を、平成24年度において「40年超過管率」の高い事業体の順に示したものである。

(1) 現在給水人口20万人以上の上水道98事業体(平成24年度)

都道府県名	事業体名	現在給水人口(人)	管延長合計(m)	40年超過管延長(m)	40年超過管率(%)
大阪府	大阪市	2,576,051	5,200,760	1,838,266	35.29
高知県	高知市	310,640	1,450,340	490,871	34.40
大阪府	枚方市	300,296	706,421	239,242	33.87
静岡県	富士市(富士)	221,907	1,197,841	305,491	33.01
奈良県	奈良市	356,616	1,594,110	518,155	27.41
兵庫県	北九州市	992,229	1,970,000	292,709	23.20
三重県	四日市市	312,719	1,508,104	400,281	25.89
香川県	香川県	200,016	1,353,078	340,515	25.17
神奈川県	横浜市長	410,248	1,904,892	391,279	24.53
石川県	金沢市	455,045	2,434,146	565,095	23.34
大阪府	豊中市	391,595	905,910	169,193	21.12
福岡県	北九州市	1,000,725	4,450,199	918,300	20.72
大阪府	八尾市	269,892	711,792	141,176	20.46
福井県	福井市	260,103	2,069,541	418,871	20.25
神奈川県	川崎市	1,440,148	2,519,687	498,433	19.76
埼玉県	春日部市	235,888	847,609	169,956	19.93
兵庫県	姫路市	228,005	781,177	146,679	18.78
鹿児島県	鹿児島市	563,700	3,265,185	592,400	18.14
兵庫県	佐賀市	237,943	1,492,499	265,633	17.79
山口県	下関市	265,487	1,733,449	314,882	17.75
岡山県	岡山市	700,908	4,321,480	768,711	17.58
大阪府	枚方市	405,614	1,150,906	197,441	17.15
神奈川県	横浜市長	3,850,732	9,216,314	1,560,012	16.93
熊本県	熊本市	692,466	3,265,836	522,294	16.91
静岡県	静岡市	690,989	2,621,370	426,209	16.84
兵庫県	神戸市(市街地)	1,530,317	5,027,345	813,552	16.18
北海道	札幌市	281,108	1,148,990	183,264	16.91
大阪府	堺市長	237,949	613,653	90,285	14.71
大阪府	茨木市長	304,697	758,764	110,929	14.63

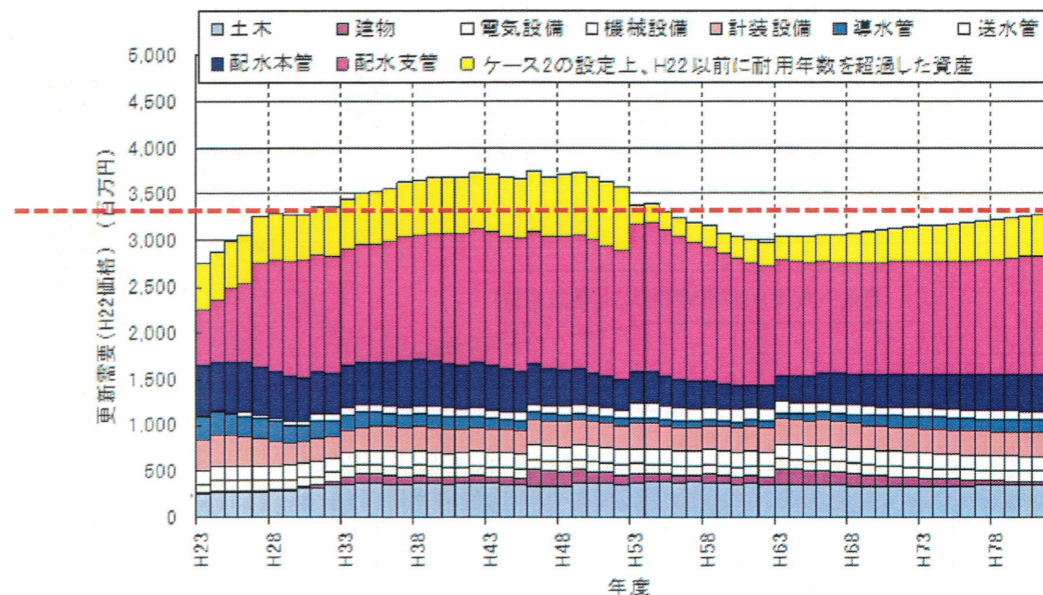


出典:(公財)水道技術研究センターHPより

2. 更新費用の算定

- 各資産区分の取得年度及び法定耐用年数をもとに施設寿命のばらつきを考慮し、更新費用を平準化する。
- 更新費用は、年平均約34億円となる。

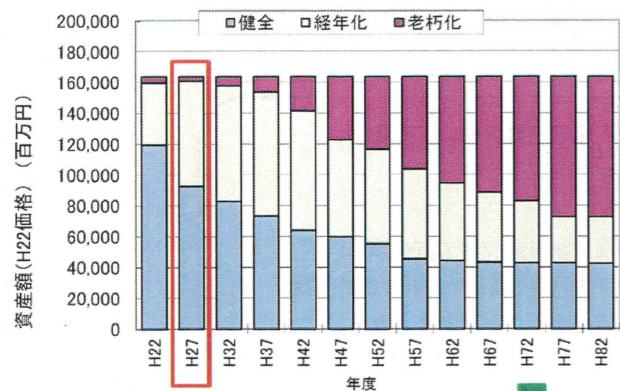
平準化



3. 資産の健全度(毎年約30億円の更新)

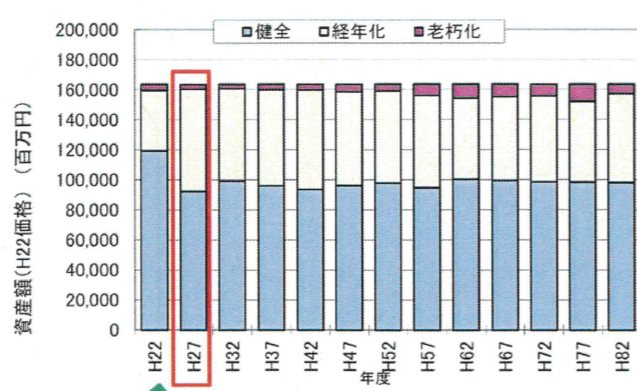
毎年約13億円の更新を行った場合

過去5年間の年間投資額



老朽化資産が加速度的に増加し、事故が多発する。

毎年約30億円の更新を行った場合



毎年約30億円更新すると、施設・管路は健全6割、経年化3.5割、老朽化0.5割となり、概ね施設の健全性が保たれる。

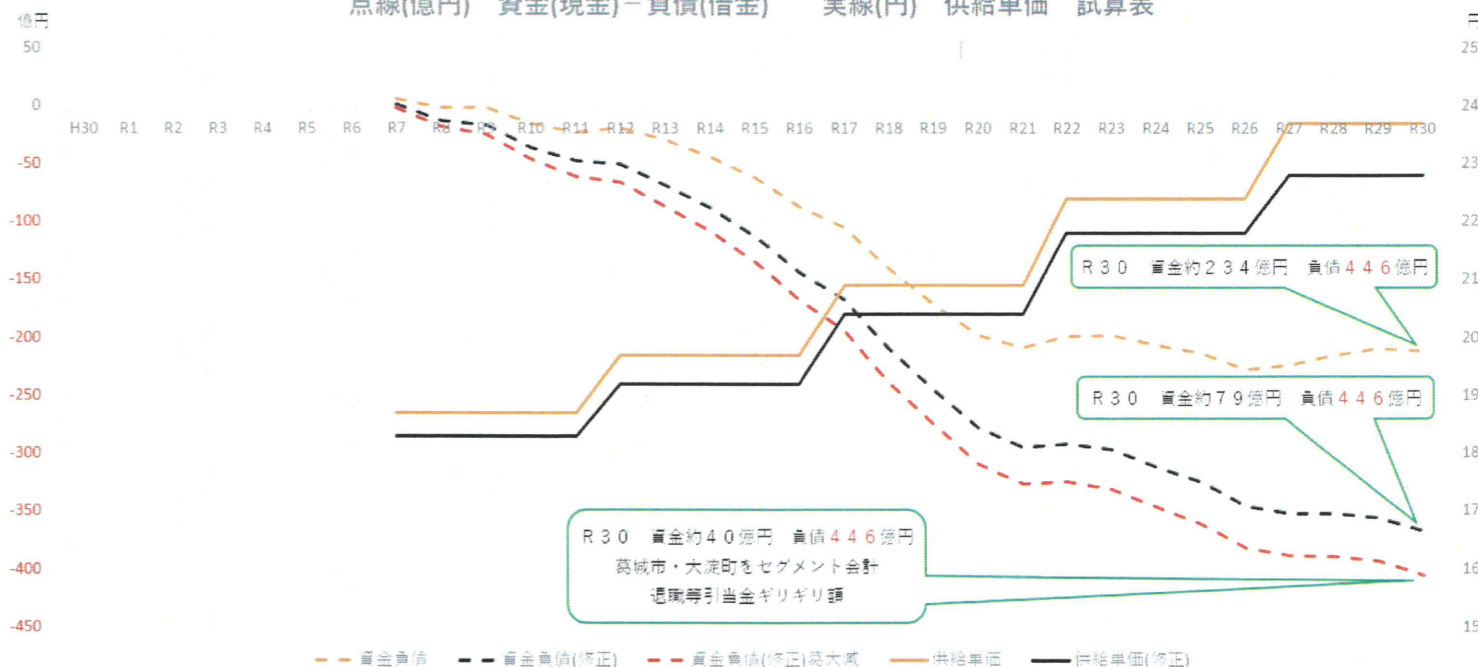
名称	説明
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍の資産
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産

評価

断水・道路陥没等の二次災害等のリスク【小】

更新費用の捻出のため平成37年度に料金値上げ、市民負担【小】

点線(億円) 資金(現金)-負債(借金) 実線(円) 供給単価 試算表



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
総合供給単価(円)								183	183	183	183	183	192	192	192	192	192	204	204	204	204	204	204	218	218	218	218	228	228	228	228
総合供給単価(円)								187	187	187	187	187	197	197	197	197	197	209	209	209	209	209	209	224	224	224	224	237	237	237	237
差額								-4	-4	-4	-4	-4	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-6	-6	-6	-6	-9	-9	-9	-9